

後援に関する幹事会申合せ

第1条

日本社会科教育学会（以下「本学会」という。）が行う催しの後援については、この申合せの定めるところによる。

第2条

この申合せにおいて、「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、名義の利用を承認することにより、支援することをいう。

第3条

本学会は、次に掲げる基準を満たす催しであって、幹事会が適当と認めるものについて後援する。

- 一 会則第2条に定める目的に適合する催しであって、本学会会員にとって有益であると認められるものであること
- 二 次に掲げる機関又は団体が主催する催しであること
 - イ 学会、大学、学校その他の研究教育機関または団体等
 - ロ 官公庁、地方公共団体、地方教育委員会等
 - ハ 本学会会員が主として運営している研究組織等
- 三 社会科教育に関する教育に関連する研究または実践の成果を発表する講演会、シンポジウム、セミナーその他の集会であること
- 四 営利を目的とするものでないこと
- 五 本学会の求めに応じて、催しの企画及び運営等について適切な説明が行われること

第4条

- ①希望者及び団体は、学会役員1名以上の推薦を得て、本学会が催しを後援することを学会長に申し出ることができる。
- ②学会長は、前項の申し出が適当と認めるときは、幹事会に催しの後援を提案する。
- ③幹事会の承認は、幹事の過半数の賛成による。